

Q 申請者の条件は

市内に住宅を所有し、この要綱による補助金交付を受けていない方です。（その他、同一世帯の方について、市税等の滞納がないこと、暴力団員でないことなどの条件があります。）

Q どのような工事が対象となりますか。

性能向上改修工事については、耐震基準を満たしていない（耐震診断の結果、上部構造評点（建物の構造強度）が1.0未満である）住宅について、建物全体または1階部分の上部構造評点が1.0以上になるように補強する工事およびこれに伴う耐震設計（工事監理含む）が対象となります。また省エネ性能の向上が図られる改修工事（開口部、躯体等の断熱化工事及び設備の効率化に係る工事）についても併せて行う必要があります。

建替え等に伴う除却工事については、耐震基準を満たしていない（耐震診断の結果、上部構造評点（建物の構造強度）が1.0未満である）住宅の除却が対象になります。除却後別の場所に転居した場合も対象となりますが、除却工事後居住する住宅の地震に対する安全性が確認出来る書類の提出が必要です。（同じ場所に建て替えた場合も必要）

Q 既に実施した工事は補助対象となりますか。

既に実施した工事及び着手した工事は対象となりません。工事着手前に交付申請をし、決定後に着工した工事のみが対象となります。

Q エアコン等の備品の購入費・設置費は補助対象にならないのですか。

機器、製品の購入費は補助の対象となりません。

Q 店舗、会社等の事務所を工事する場合は補助対象となりますか。

補助対象となりません。店舗併用住宅の場合は補助対象とします。

Q 他の住宅補助制度等と併用は出来ますか。

リフォーム補助金等の補助事業との併用はできません。他の住宅改修補助金等を受けた場合は、その対象となった工事費を除いた額が補助対象となります。

Q 補助金の受取り人を本人ではなく施工業者にできますか。

できません。

Q 数回に分けて工事を行うことは出来ますか

一つの住宅について一回限りです。

Q 申請の添付書類が用意できないのですが、申し込み予約は出来ますか。

申し込み予約は出来ません。必要書類全てをご準備の上、申請してください。

Q 申請者が自ら施工する工事は対象となりますか。

対象となりません。ただし、施工業者が法人（会社）であって、申請者がその経営者又は従業員等のとき、自己（個人）の住宅の改修工事を行う場合、申請できます。

Q 性能向上工事については所有者本人が現に居住していないと申請できませんか。

性能向上工事については、所有者が現在居住、あるいは居住予定でなくても居住予定の方がいれば申請できます。ただし、申請は所有者または相続人でなければなりません。

Q 申請は、業者などに代行して提出してもらうことは可能ですか。

提出を代行させることは可能です。委任状等の書類は必要ありませんが、申請者はあくまで工事する住宅の所有者です。申請に関することについての問い合わせ等は、申請者に対して行います。

Q 申請書類の書き方がわからない場合は？

都市計画課へお越しいただき、同課で記入をご案内させていただきます。

Q 申請時に添付する工事予定箇所の写真についてはどのように撮影すればいいでしょうか。

建物の全景と工事箇所がわかる写真を、それぞれお願いいたします。また、写真を撮った日付が分かるようにカメラ機能の日付入りで撮るか、写真の裏に油性ペン等で撮影日を記入又は工事写真帳の余白に撮影日を記入してください。

Q 建替え等に伴う除却工事で完了時に提出する除却工事後居住する住宅の地震に対する安全性が確認出来る書類とはどのようなものですか。

登記事項証明や建築確認の検査証など昭和56年6月1日以降の新耐震基準で建築されたことが確認できる書類です。耐震診断書でも可能ですが耐震診断には別途料金が発生します。

Q 施工業者は市外の手会社でもいいですか。

性能向上改修工事については、市外の手行業者でも可能ですが、建替え等に伴う除却工事については市内の手行業者による工事であればなりません。市内の手行業者とは、直方市内に本店または支店などの事業所を置く施工事業者のことで、解体は建設業法の許可(建築工事業・土木工事業・解体工事業)、又は解体工事業の登録を受けている事業者に限ります。